

平成20年1月17日
消 防 庁

消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の一部改正（案） に対する意見募集

消防庁は、消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の一部改正（案）の内容について、平成20年1月18日から平成20年2月18日までの間、意見を募集します。

1 背景

- (1) 平成15年の十勝沖地震における浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災の発生を受けた石油コンビナート等災害防止法の一部改正（平成16年）等により、特定事業所の自衛防災組織に対し、大容量泡放水砲を設置することが義務づけられたこと、並びに「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」及び「規制改革推進のための3か年計画」において、大容量泡放射システムの性能規定化を平成19年度中に措置することとされたこと等を受け、大容量泡放水砲に用いられる消防用ホース等の検定対象機械器具等について、求められる性能等の基準を新たに定めるため、以下のアからカまでに掲げる規格省令を改正するものです。
- (2) 併せて、屋内消火栓等に用いられる消防用保形ホース及び結合金具について、技術の進歩により、操作性を損なわずに、これまでより使用圧が高く、かつ、ホースの内径の大きいものを使用することが可能となったこと等を踏まえ、以下のア、ウ及びエに掲げる規格省令の一部を改正するものです。

○改正する省令

- ア 消防用ホースの技術上の規格を定める省令
- イ 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令
- ウ 消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令
- エ 消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令
- オ 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令
- カ 消防用吸管の技術上の規格を定める省令

2 意見募集対象及び意見公募要領

○意見募集対象

- (1) 消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の一部改正について（概要）
- (2) 消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令案（新旧対照表）
- (3) 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令案（新旧対照表）

- (4) 消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令案（新旧対照表）
- (5) 消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令案（新旧対照表）
- (6) 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令案（新旧対照表）
- (7) 消防用吸管の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令案（新旧対照表）

○詳細については、別紙の意見募集要領をご覧ください。

3 意見募集の期限

平成20年2月18日（月）（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せいただいた御意見を踏まえ、速やかに公布・施行する予定です。

（事務連絡先）総務省消防庁予防課

（担当：伊藤補佐、宮路事務官）

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の一部改正について

平成 20 年 1 月
消防庁 予防課

1 改正理由

(1)平成 15 年の十勝沖地震における浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災の発生を受けた石油コンビナート等災害防止法の一部改正（平成 16 年）等により、特定事業所の自衛防災組織に対し、平成 20 年 11 月 30 日までに大容量泡放水砲を設置することが義務づけられた。

大容量泡放水砲に用いられる消防用ホース、泡消火薬剤、結合金具、動力消防ポンプ及び消防用吸管については、検定対象機械器具等（以下「機械器具等」という。）として、技術上の規格を定める省令（以下「規格省令」という。）において定められた基準に適合するものでなければならないとされているところ、現行の規格省令の基準は、大容量泡放水砲に求められる放水能力等を想定して定められたものではない。

このため、規制改革・民間開放推進会議による規制改革・民間開放の推進に関する第 3 次答申（平成 18 年 12 月 25 日）及び規制改革推進のための 3 か年計画（平成 19 年 6 月 22 日閣議決定）において、大容量泡放射システムの性能規定化を平成 19 年度中に措置することとされたこと等を受け、大容量泡放水砲に用いられる検定対象機械器具等について、求められる性能等の基準を新たに定めるため、2 の(1)から(6)までに掲げる規格省令を改正するものである。

(2)併せて、屋内消火栓等に用いられる消防用保形ホース及び結合金具について、技術の進歩により、操作性を損なわずに、これまでより使用圧が高く、かつ、呼称の大きいもの（ホースの内径の大きいもの）を使用することが可能となったこと等を踏まえ、2 の(1)、(3)及び(4)に掲げる規格省令の一部を改正するものである。

2 改正を行う省令

- (1) 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和 43 年 9 月 19 日自治省令第 27 号）
- (2) 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和 50 年 12 月 9 日自治省令第 26 号）
- (3) 消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成 4 年 1 月 29 日自治省令第 2 号）
- (4) 消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成 4 年 1 月 29 日自治省令第 3 号）
- (5) 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和 61 年 10 月 15 日自治省令第 24 号）
- (6) 消防用吸管の技術上の規格を定める省令（昭和 61 年 10 月 15 日自治省令第 25 号）

3 改正の概要

(1) 消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部改正

- ① 大容量泡放水砲用ホースに関する性能等について、主として以下のように定めること。
 - 1) ホースの内径は、表示された呼び径から一定の範囲内のものであること。
 - 2) ホースの長さは、表示された長さから一定の範囲内のものであること。
 - 3) 一定の水圧に一定時間耐えるものであること。

- 4) ホースのよじれは、右方向のもので、かつ、一定の水圧を加えた場合に、使用上支障のない範囲内のものであること。
 - 5) ホースの内張及び被覆に使用されているゴム又は合成樹脂は、一定以上の強さ等を有するものであること。
 - 6) ホースの内張及び被覆は、ジャケットと一定以上の密着の強さを有するものであること。
 - 7) 一定の水圧を加えた場合におけるホースの伸び及びゆがみが、一定以下のものであること。
- ② 消防用保形ホースの種類に使用圧1.6及び使用圧2.0のものを加え、全ての種類に呼称40のものを加えるとともに、これらの消防用保形系ホースに関する性能等について、主として以下のように定めること。
- 1) 使用圧1.6及び使用圧2.0のものについて、試験圧力値、耐摩耗性に係る試験における摩擦回数及び保形性試験における水圧値を定めること。
 - 2) 使用圧1.6及び使用圧2.0及び呼称40のものに対する質量及びよじれについて定めること。
- ③ その他所要の規定の整備を図ること。

(2) 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令の一部改正

- ① 大容量泡放水砲用泡消火薬剤に関する性能等について、主として以下のように定めること。
- 1) 泡消火薬剤の比重は、JISに定める比重瓶法等により測定した場合に一定の範囲内であること。
 - 2) 泡消火薬剤の粘度は、設計値以下であること。
 - 3) 泡水溶液を発泡させた場合の泡の膨張率は、一定の範囲内であること。
 - 4) 泡が泡水溶液に還元するために要する時間は、一定時間以上であること。
 - 5) 燃料を入れた消火試験用円形火皿に点火し、泡水溶液を一定の条件において発泡させた場合、一定時間内に消火するものであること。
 - 6) 発泡を終了してから一定時間後に燃料を入れた耐火性試験用ポットを泡面の中央部に置いて点火し、燃焼させた場合において、再燃しないものであること。
 - 7) 発砲を終了してから一定時間後、泡面に炎を近づけても再燃しないものであること。
- ② その他所要の規定の整備を図ること。

(3) 消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部改正

- ① 大容量泡放水砲用差込式結合金具に関する性能等について、主として以下のように定めること。
- 1) 差し口又は受け口の金具であること。
 - 2) 装着したホースが離脱しにくい構造であること。
 - 3) 結合部は、容易にかん合及び離脱のできる構造であること。
 - 4) 用いる材料は、一定以上の強度等があること。
 - 5) かん合した状態において一定の水圧を一定時間加えた場合、き裂、著しい変形、漏

水等が生じず、かつ、かん合部から離脱しないものであること。

6) かん合した状態において、一定の値以下の水圧を加えた場合、かん合部から漏水しないものであること。

7) かん合した状態において、一定の水圧を加え、かん合部に一定の曲げモーメントが生じるよう力を加えた場合、かん合部から離脱せず、機能に異常を生じないものであること。

② 大容量泡放水砲用以外の差込式結合金具の耐圧試験及び漏水試験における水圧値について、装着するホースの使用圧に応じたものとする。

③ その他所要の規定の整備を図ること。

(4) 消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部改正

① 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具に関する性能等について、主として以下のように定めること。

1) 装着したホース又は吸管が離脱しにくい構造であること。

2) 結合部は、容易にかん合及び離脱のできる構造であること。

3) 用いる材料は、一定以上の強度等があること。

4) かん合した状態において一定の水圧を一定時間加えた場合、き裂、著しい変形、漏水等が生じず、かつ、かん合部から離脱しないものであること。

5) ホース用のものは、かん合した状態において、一定の値以下の水圧を加えた場合、かん合部から漏水しないものであること。

6) ホース用のものは、かん合した状態において、一定の水圧を加え、かん合部に一定の曲げモーメントが生じるよう力を加えた場合、かん合部から離脱せず、機能に異常を生じないものであること。

7) 吸管用のものは、かん合した状態において内部の真空度を一定以上として一定時間放置した場合、き裂、漏れ、変形等が生じないものであること。

② ねじ式結合金具の耐圧試験及び漏水試験における水圧値について、装着するホースの使用圧に応じたものとする。

③ その他所要の規定の整備を図ること。

(5) 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部改正

① 大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車及び大容量泡放水砲用可搬消防ポンプ（以下「大容量泡放水砲用動力消防ポンプ」という。）に関する性能等について、主として以下のように定めること。

1) 接続する消防用ホースの使用圧を超えない処置が施されているものであること。

2) 真空ポンプを用いるものにあつては、揚水完了後に真空ポンプが停止するものであること。

3) 水中ポンプを用いるものにあつては、運転状況を確認できる装置及び緊急停止等のための安全装置が設けてあるものであること。

4) ポンプの機関の燃料タンクの容量は、設計上の放水量で二時間以上連続放水運転が

できる量の燃料を入れることができるものであること。

5) 一定の状態において、設計された放水量を有するものであること。

6) 設計上の放水圧力において負荷を最大にした状態で八時間連続して放水運転を行った場合において、放水圧力が設計上の放水圧力を下回らないこと並びにポンプ軸、軸受け等の部品の温度及び当該部品より発する音が安定しており、かつ、当該部品が著しく振動しないこと。

7) ポンプ及び配管は、一定の水圧を一定時間加えた場合において、漏水、著しい変形等の異常が生じないものであること。

② その他所要の規定の整備を図ること。

(6) 消防用吸管の技術上の規格を定める省令の一部改正

① 大容量泡放水砲用吸管に関する性能等について、主として以下のように定めること。

1) 吸管の内径は、表示された呼び径から一定の範囲内のものであること。

2) 一定の水圧に一定時間耐えるものであること。

3) 一定の水圧を加えた場合において、伸びが一定値以下であり、かつ、水圧を除いた後一定時間以内にその伸びが一定値以下となるものであること。

4) 吸管に使用されているゴム、合成ゴム又は合成樹脂は、一定以上の強さ等を有するものであること。

5) 吸管内部の真空度を一定値以上として一定時間放置した場合において、はく離、き裂、漏れ、変形等が生じないものであり、かつ、大気圧に戻した後、一定時間以内にその縮みが一定の値以下となるものであること。

6) 一定の条件において90度曲げ、一定時間放置した場合におけるつぶれ等が、一定の値以下となるものであること。

② その他所要の規定の整備を図ること。

4 施行期日

公布の日より施行する。

意見募集要領

1 意見募集対象

消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令案について

2 資料入手方法

意見募集対象となる省令案については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に日本語で氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等によるご意見はご遠慮願います。

（1）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：t2.miyaji@soumu.go.jp

総務省消防庁予防課あて

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

（2）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省消防庁予防課あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又は
ジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式と
する場合は、担当までお問合せください。)

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベル
を貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却
できませんのであらかじめ御了承願います。

(3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-7533

総務省消防庁予防課あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期限

平成20年2月18日(月)(必着)(郵便についても、募集期間内の必着とし
ます。)

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・
意見募集案内(<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載する
ほか、総務省消防庁予防課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名(法人等にあつてはその名称)やその他属性に
関する情報を公表する場合があります(匿名希望、及び御意見も含めた全体につい
て非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)。また、
意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁予防課 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令案に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。